

浜の活力再生プラン  
令和 7～11 年度  
第 3 期

## 1 地域水産業再生委員会

組織名	磯崎地区地域水産業再生委員会
代表者名	岡田 英男（磯崎漁業協同組合 代表理事組合長）

再生委員会の構成員	磯崎漁業協同組合、ひたちなか市
オブザーバー	茨城県（漁政課、水産試験場）、茨城沿海地区漁業協同組合連合会

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	ひたちなか市磯崎地区 29経営体 船びき網漁業（5）、その他小型船漁業（固定式刺し網漁業（7）、曳き釣り漁業（9））、採介藻漁業（8） （令和6年4月時点）
-------------------	--

## 2 地域の現状

## (1) 関連する水産業を取り巻く現状等

ひたちなか市磯崎地区は、茨城県沿岸部のほぼ中央に位置し、黒潮と親潮が交錯する豊かな漁場を沖合に持ち、シラス、ヒラメ、アワビ、イセエビなどの多種多様な水産物が水揚げされる。

漁業勢力としては、5トン未満の沿岸小型船漁業が主力となっており、船びき網、刺し網、釣りや採介藻などの様々な漁業を、その時々々の資源状態や漁況に応じて選択し、複合経営を行うのが特徴である。

当地区の水産業の現状としては、漁協による稚魚の中間育成、放流、漁獲制限等による資源管理努力や、直接出荷・加工品の開発等の販売努力が行われている。しかしながら、海況変動に伴う不安定な漁獲、燃油・資材の単価高騰により、漁業者の収入は厳しい状況にある。また、漁業者の高齢化や後継者の不足問題もあり、漁業者の人数は年々減少している。

このような現状を考えると、今後の対策としては、ブランド化による価格向上や後継者育成の取組などが求められる。

## (2) その他の関連する現状等

## ○観光業との連携

磯崎地区には、県内外から新鮮な魚介類を求めてくる利用客が多く、白亜紀層などの風光明媚な土地柄であることから、水産業のほかバスツアーによる観光にも力を入れている。令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響によりバスツアーの受入れを中断していたが、令和6年度よりバスツアーの受入れを再開している。

## ○イベント等の開催

現在、市主催のイベント等において、一口アワビやイセエビ等の販売を行い市外・県外からの観光客に対し磯崎産の水産物を販売することにより、水産物の生産地・観光地として認知度向上やイメージアップを通じた地域の振興に貢献している。

## ○漁業体験

## ①ヒラメの放流

次世代を担う若手漁業者で組織する「磯崎漁業研究会」は、県栽培センターから提供を受けたヒラメの稚魚の放流後の生残率を向上させるために中間育成を実施していた。また、若い世代に水産資源について学ぶ機会を提供するため、地元の小学生向けの放流体験を行って

いた。しかし、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症や猛暑などの影響により、これらの活動を続けることが難しくなっている。

#### ②地びき網漁

「磯崎漁業研究会」の取組として、市内の小学生や観光客等を対象とした地びき網体験を実施し、地場産業である沿岸漁業に対する理解促進に寄与している。

### 3 活性化の取組方針

#### (1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

--

#### (2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

##### 【漁業収入向上の取組】

##### ① 品質衛生管理施設の適切な運用による付加価値向上

漁協は、漁協荷捌所における高度衛生管理を継続し、大日本水産会による優良衛生品質管理市場・漁港認定を更新していくことで、水産物の高品質・高鮮度を維持していく。また、漁協と刺し網漁業者は、令和5年から茨城県がブランド化を始めた常陸乃国いせ海老の基準を満たすイセエビの積極的な出荷を行い、高品質な魚介類を提供する市場としての認知度を高め、魚価の向上と需要拡大を追求する。さらに、固定式刺し網漁業者、曳き釣り漁業者、そして漁協は、水揚げされるヒラメなどの活魚や鮮魚について、地元の量販店や飲食店など、さまざまな販路の開拓を図るとともに、活魚出荷や活締め出荷など、取引先の需要に応じた出荷体制を構築することで、付加価値の向上を目指す。

##### ② 6次産業化の推進

漁協及び漁業者は、市と協力して、これまで開発してきた6次産業化商品である未利用資源を活用したシイラのつみれや乾燥・冷凍フノリも含めて、イベントでの販売強化を図る。さらに、近年漁獲量が増加している魚種を活用した新商品の開発と販売により、消費拡大と付加価値向上を目指す。また、漁協直販については、陸上養殖の一口アワビや天然資源のイセエビ、アワビ等、加工品の冷凍シラス干し等を継続して取り扱うと同時に、取り扱い商品の増加も検討し、地先資源のPRと魚価の向上を図る。さらに、若手漁業者を中心とした漁業研究会員は、海洋環境の変化により漁獲量が増加している資源について、水産加工業者と連携し、新商品の開発や量販店での販売促進を通じて需要拡大を目指す。

##### ③ 地先資源の管理

漁協及び漁業者は、資源管理の取組として、引き続き県栽培漁業センターにて生産したヒラメやアワビ等の種苗を放流し、ヒラメなどの小型魚の漁獲制限を実施する。ヒラメの放流にあたっては、気温や水温等の条件が整った際に、漁業研究会員を中心に、約5,000尾の稚魚を全長15～20cmまで中間育成する。さらに、採介藻漁業者は、アワビの年間漁獲上限量（原則として2.5トン）を遵守し、乱獲の防止と資源保護に努める。なお、漁獲量の上限については、資源の状況や水産試験場の知見に基づいて設定する。

##### 【漁業コスト削減のための取組】

##### ④ 漁業コスト削減

漁業者は、燃料高騰への対策として、漁業経営セーフティネットへの加入を継続する。また、燃料使用量の削減に向けて、船底清掃や減速航行などの取組を引き続き実施する。

##### 【漁村活性化のための取組】

##### ⑤ 水産業PR活動

漁業研究会員は、引き続き、地元の小学生を対象に、ヒラメ稚魚の放流体験事業を実施できるよう努める。また、漁業研究会員及び漁協は、地びき網体験事業や漁港内でのイベント開催などについて、市や地元観光協会と連携して取組を展開することで、交流人口の拡大や漁業への理解増進を図る。

### (3) 資源管理に係る取組

#### 1. シラスの資源管理

シラスの操業時間は、日の出から午後3時までとする。また、毎週日曜日は休漁日とする。(茨城県小型船漁業協議会による曳網漁業資源管理協定)

#### 2. ヒラメの資源管理

(1) 小型魚の保護のため、全長30cm未満のヒラメの水揚げを規制している。(平成7年1月から委員会指示)

(2) ヒラメ資源種苗地点には、ヒラメ資源管理を表示した旗を立て、放流後10日間、放流地点より1km四方の範囲について、操業を自粛する。(茨城県資源管理漁業者検討会によるヒラメ資源管理計画)

#### 3. アワビの年間漁獲上限量の設定

漁協の管理する漁業権漁場内でのアワビの年間漁獲上限量を、2.5トンとしている。(平成15年4月から自主規制)

#### 4. シライトマキバイの資源管理

資源保護のため、1回の水揚げ量を60カゴ以内に制限している。また、小型貝保護のため、関係する全漁業種類で殻長7cm未満の再放流を実施している。(平成19年4月から自主規制)

(4) 具体的な取組内容

1年目（令和7年度） 所得向上率（基準年比）2.7%

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>① 品質衛生管理施設の適切な運用による付加価値向上          漁協は、閉鎖型市場の適切な管理・運用と徹底した漁獲物の品質・衛生管理を継続するとともに、年に1回以上、運用方法の見直しを行い、市場作業の効率化に努める。また、認定ロゴマーク等を活用し、引き続き近隣県の卸売市場や豊洲市場等に対するPR活動を展開する。          漁協及び刺し網漁業者は、常陸乃国いせ海老のブランド基準を満たすサイズのイセエビについて、水揚げや選別、出荷などの作業をより丁寧に行い、ブランド基準を満たした状態で出荷できるよう努め、取り扱い店への出荷を開始する。          漁協は、ヒラメなどの新たな販路開拓のため、地元の量販店や飲食店等の需要調査を行う。          また、固定式刺し網、曳き釣り漁業者及び漁協は、取引先の需要に応じたヒラメなどの漁獲物の水揚げを行う。</p> <p>② 6次産業化の推進          漁協及び漁業者は、すでに製品化されている一口アワビ、シイラのつみれ、乾燥・冷凍フノリなどの6次産業化商品について、市のイベント等で提供を行い、魚食の普及促進と漁業のPR活動を通じて、商品の知名度向上を図る。また、提供する商品の品目を増やすことも検討する。          直販については、イセエビやアワビなどの天然資源や冷凍シラス干しなどの加工品の販売強化や新商品の追加を検討しつつ実施する。          さらに、漁業研究会員は、近年漁獲量が増加しているサザエ等について、新商品の開発や直販商品への追加など、有効活用の方法を検討する。</p> <p>③ 地先資源の管理          すべての漁業者は引き続き、県栽培漁業センターで生産されたヒラメやアワビなどの種苗を放流し、小型魚や貝を保護する活動を行う。ヒラメの放流にあたっては、気温や水温等の条件を考慮し、漁業研究会員を中心に、約5,000尾の稚魚を全長15~20cmまで中間育成する。          同時に、採介藻漁業者は、アワビの年間漁獲上限（原則として2.5トン）を守り、乱獲を防止し、海洋資源の保全を図る。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>④ 漁業コスト削減          燃油高騰に対する措置として、10人の漁業者が引き続き漁業経営セーフティネットへの加入を維持する。          すべての漁業者は燃油使用量を削減するため、船底清掃や減速航行を定期的に行うことで基準年比で燃油コストを5%削減する。</p>
<p>漁村の活性化のための取組</p>	<p>⑤ 水産業PR活動          漁業研究会員は引き続き、地元小学生を対象にしたヒラメの稚魚放流体験事業を実施する。さらに、地びき網体験事業についても、観光協会などと連携するとともに、新規又は中断している漁港周辺でのイベントの実施について、検討を開始する。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業（国）</li> <li>・浅海増殖事業（市）</li> </ul>

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>① 品質衛生管理施設の適切な運用による付加価値向上          漁協は、閉鎖型市場の適切な管理・運用と徹底した漁獲物の品質・衛生管理を継続するとともに、年に1回以上、運用方法の見直しを行い、市場作業の効率化に努める。また、認定ロゴマーク等を活用し、引き続き近隣県の卸売市場や豊洲市場等に対するPR活動を展開する。          漁協及び刺し網漁業者は、常陸乃国いせ海老のブランド基準を満たすサイズのイセエビについては、水揚げや選別、出荷などの作業をより丁寧に行い、ブランド基準を満たした状態で出荷できるよう努め、取り扱い店へ出荷する。          漁協は、ヒラメなどの地元の量販店や飲食店等への新たな出荷を開始する。同時に、積極的な売り込みにより取引先を増やし、将来の生産量に見合った安定した生産体制を構築することに努め、平均単価の向上を図る。また、固定式刺し網、曳き釣り漁業者は、引き続き、取引先の需要にあわせてヒラメなどの漁獲物の水揚げを行う。</p> <p>② 6次産業化の推進          漁協及び漁業者は、すでに製品化されている一口アワビ、シイラのつみれ、乾燥・冷凍フノリなどの6次産業化商品について、引き続き、市のイベント等で提供を行い、魚食の普及促進と漁業のPR活動を通じて、商品の知名度向上を図る。さらに、新たな商品の提供も開始する。          また、直販については、イセエビやアワビなどの天然資源や冷凍シラス干しなどの加工品の販売強化や新商品の追加を検討しつつ、引き続き実施する。          さらに、漁業研究会員は、近年漁獲量が増加している資源を活用した商品開発に取り組む。加工業者と連携し、新商品の開発と販売を開始することで、漁業者の無駄のない生産と魚価の向上を図る。</p> <p>③ 地先資源の管理          すべての漁業者は引き続き、県栽培漁業センターで生産されたヒラメやアワビなどの種苗を放流し、小型魚や貝を保護する活動を行う。ヒラメの放流にあたっては、気温や水温等の条件を考慮し、漁業研究会員を中心に、約5,000尾の稚魚を全長15~20cmまで中間育成する。          同時に、採介藻漁業者は、アワビの年間漁獲上限（原則として2.5トン）を守り、乱獲を防止し、海洋資源の保全を図る。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>④ 漁業コスト削減          燃油高騰に対する措置として、10人の漁業者が引き続き漁業経営セーフティネットへの加入を維持する。          すべての漁業者は燃油使用量を削減するため、船底清掃や減速航行を定期的に行うことで基準年比で燃油コストを5%削減する。</p>
<p>漁村の活性化のための取組</p>	<p>⑤ 水産業PR活動          漁業研究会員は引き続き、地元小学生を対象にしたヒラメの稚魚放流体験事業を実施する。さらに、地びき網体験事業についても、観光協会などと連携するとともに、昨年度検討した新規又は中断している漁港周辺でのイベントについて、観光協会などと連携して企画及び開催を実施する。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業（国）</li> <li>・浅海増殖事業（市）</li> </ul>

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>① 品質衛生管理施設の適切な運用による付加価値向上          漁協は、閉鎖型市場の適切な管理・運用と徹底した漁獲物の品質・衛生管理を継続するとともに、年に1回以上、運用方法の見直しを行い、市場作業の効率化に努める。また、認定ロゴマーク等を活用し、引き続き近隣県の卸売市場や豊洲市場等に対するPR活動を展開する。          漁協及び刺し網漁業者は、常陸乃国いせ海老のブランド基準を満たすサイズのイセエビについて、洗練された水揚げ、選別、出荷等の作業を継続的に行い、ブランド基準を満たした状態で出荷できるよう努め、取り扱い店へ出荷する。          漁協は、ヒラメなどの地元の量販店や飲食店等への新たな出荷を引き続き行い、同時に、積極的な売り込みにより取引先を増やし、将来の生産量に見合った安定した生産体制を構築することに努め、平均単価の向上を図る。また、固定式刺し網、曳き釣り漁業者は、引き続き、取引先の需要にあわせてヒラメなどの漁獲物の水揚げを行う。</p> <p>② 6次産業化の推進          漁協及び漁業者は、すでに製品化されている一口アワビ、シイラのつみれ、乾燥・冷凍フノリなどの6次産業化商品について、引き続き、市のイベント等で提供を行い、魚食の普及促進と漁業のPR活動を通じて、商品の知名度向上を図る。さらに、新たな商品の提供も持続的に実施する。          また、直販については、イセエビやアワビなどの天然資源や冷凍シラス干しなどの加工品の販売強化や新商品の追加を検討しつつ、引き続き実施する。          さらに、漁業研究会員は、近年漁獲量が増加している資源を活用した商品について、販売促進などを通じて取扱量の増加を目指す。これら一連の取組により、漁業者の生産から販売までの一連の流れをスムーズに行い、魚価の向上を図る。</p> <p>③ 地先資源の管理          すべての漁業者は引き続き、県栽培漁業センターで生産されたヒラメやアワビなどの種苗を放流し、小型魚や貝を保護する活動を行う。ヒラメの放流にあたっては、漁業研究会員を中心に、約5,000尾の稚魚を全長15～20cmまで中間育成する。          同時に、採介藻漁業者は、アワビの年間漁獲上限（原則として2.5トン）を守り、乱獲を防止し、海洋資源の保全を図る。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>④ 漁業コスト削減          燃油高騰に対する措置として、10人の漁業者が引き続き漁業経営セーフティネットへの加入を維持する。          すべての漁業者は燃油使用量を削減するため、船底清掃や減速航行を定期的に行うことで基準年比で燃油コストを5%削減する。</p>
<p>漁村の活性化のための取組</p>	<p>⑤ 水産業PR活動          漁業研究会員は引き続き、地元小学生を対象にしたヒラメの稚魚放流体験事業を実施する。さらに、地びき網体験事業や昨年度実施したその他漁港周辺でのイベントについても、観光協会などと連携し、持続的に企画及び開催する。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業（国）</li> <li>・浅海増殖事業（市）</li> </ul>

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>① 品質衛生管理施設の適切な運用による付加価値向上          漁協は、閉鎖型市場の適切な管理・運用と徹底した漁獲物の品質・衛生管理を継続するとともに、年に1回以上、運用方法の見直しを行い、市場作業の効率化に努める。また、認定ロゴマーク等を活用し、引き続き近隣県の卸売市場や豊洲市場等に対するPR活動を展開する。          漁協及び刺し網漁業者は、常陸乃国いせ海老のブランド基準を満たすサイズのイセエビについて、洗練された水揚げ、選別、出荷等の作業を継続的に行い、ブランド基準を満たした状態で出荷できるよう努め、取り扱い店へ出荷する。          漁協は、ヒラメなどの地元の量販店や飲食店等への新たな出荷を引き続き行い、同時に、積極的な売り込みにより取引先を増やし、将来の生産量に見合った安定した生産体制を構築することに努め、平均単価の向上を図る。また、固定式刺し網、曳き釣り漁業者は、引き続き、取引先の需要にあわせてヒラメなどの漁獲物の水揚げを行う。</p> <p>② 6次産業化の推進          漁協及び漁業者は、すでに製品化されている一口アワビ、シイラのつみれ、乾燥・冷凍フノリなどの6次産業化商品について、引き続き、市のイベント等で提供を行い、魚食の普及促進と漁業のPR活動を通じて、商品の知名度向上を図る。さらに、新たな商品の提供も持続的に実施する。          また、直販については、イセエビやアワビなどの天然資源や冷凍シラス干しなどの加工品の販売強化や新商品の追加を検討しつつ、引き続き実施する。          さらに、漁業研究会員は、近年漁獲量が増加している資源を活用した商品について、販売促進などを通じて取扱量の増加を目指す。これら一連の取組により、漁業者の生産から販売までの一連の流れをスムーズに行い、魚価の向上を図る。</p> <p>③ 地先資源の管理          すべての漁業者は引き続き、県栽培漁業センターで生産されたヒラメやアワビなどの種苗を放流し、小型魚や貝を保護する活動を行う。ヒラメの放流にあたっては、漁業研究会員を中心に、約5,000尾の稚魚を全長15～20cmまで中間育成する。          同時に、採介藻漁業者は、アワビの年間漁獲上限（原則として2.5トン）を守り、乱獲を防止し、海洋資源の保全を図る。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>④ 漁業コスト削減          燃油高騰に対する措置として、10人の漁業者が引き続き漁業経営セーフティネットへの加入を維持する。          すべての漁業者は燃油使用量を削減するため、船底清掃や減速航行を定期的に行うことで基準年比で燃油コストを5%削減する。</p>
<p>漁村の活性化のための取組</p>	<p>⑤ 水産業PR活動          漁業研究会員は引き続き、地元小学生を対象にしたヒラメの稚魚放流体験事業を実施する。さらに、地びき網体験事業やその他漁港周辺でのイベントについても、観光協会などと連携し、持続的に企画及び開催するとともに、規模の拡大を検討する。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業経営セーフティネット構築事業（国）</li> <li>・浅海増殖事業（市）</li> </ul>

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>① 品質衛生管理施設の適切な運用による付加価値向上          漁協は、閉鎖型市場の適切な管理・運用と徹底した漁獲物の品質・衛生管理を継続するとともに、年に1回以上、運用方法の見直しを行い、市場作業の効率化に努める。また、認定ロゴマーク等を活用し、引き続き近隣県の卸売市場や豊洲市場等に対するPR活動を展開する。          漁協及び刺し網漁業者は、常陸乃国いせ海老のブランド基準を満たすサイズのイセエビについて、洗練された水揚げ、選別、出荷等の作業を継続的に行い、ブランド基準を満たした状態で出荷できるよう努め、取り扱い店へ出荷する。          漁協は、ヒラメなどの地元の量販店や飲食店等への新たな出荷を引き続き行い、同時に、積極的な売り込みにより取引先を増やし、将来の生産量に見合った安定した生産体制を構築することに努め、平均単価の向上を図る。また、固定式刺し網、曳き釣り漁業者は、引き続き、取引先の需要にあわせてヒラメなどの漁獲物の水揚げを行う。</p> <p>② 6次産業化の推進          漁協及び漁業者は、すでに製品化されている一口アワビ、シイラのつみれ、乾燥・冷凍フノリなどの6次産業化商品について、引き続き、市のイベント等で提供を行い、魚食の普及促進と漁業のPR活動を通じて、商品の知名度向上を図る。さらに、新たな商品の提供も持続的に実施する。          また、直販については、イセエビやアワビなどの天然資源や冷凍シラス干しなどの加工品の販売強化や新商品の追加を検討しつつ、引き続き実施する。          さらに、漁業研究会員は、近年漁獲量が増加している資源を活用した商品について、販売促進などを通じて取扱量の増加を目指す。これら一連の取組により、漁業者の生産から販売までの一連の流れをスムーズに行い、魚価の向上を図る。</p> <p>③ 地先資源の管理          すべての漁業者は引き続き、県栽培漁業センターで生産されたヒラメやアワビなどの種苗を放流し、小型魚や貝を保護する活動を行う。ヒラメの放流にあたっては、漁業研究会員を中心に、約5,000尾の稚魚を全長15～20cmまで中間育成する。          同時に、採介藻漁業者は、アワビの年間漁獲上限（原則として2.5トン）を守り、乱獲を防止し、海洋資源の保全を図る。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>④ 漁業コスト削減          燃油高騰に対する措置として、10人の漁業者が引き続き漁業経営セーフティネットへの加入を維持する。          すべての漁業者は燃油使用量を削減するため、船底清掃や減速航行を定期的に行うことで基準年比で燃油コストを5%削減する。</p>
<p>漁村の活性化のための取組</p>	<p>⑤ 水産業PR活動          漁業研究会員は引き続き、地元小学生を対象にしたヒラメの稚魚放流体験事業を実施する。さらに、地びき網体験事業やその他漁港周辺でのイベントについても、観光協会などと連携し、持続的に企画及び開催するとともに、連携団体の拡充を図ることで、地域の漁業への理解と関心を深め、新たな需要を創出する。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業経営セーフティネット構築事業（国）</li> <li>・ 浅海増殖事業（市）</li> </ul>

#### (5) 関係機関との連携

漁協は、観光協会との連携により、地びき網体験や漁港内でのイベント開催等、地元水産業のPRだけでなく、地域振興に寄与する取組を積極的に行う。

また、地元加工業者と連携し、近年漁獲量が増加している資源を活用した加工品等の開発を行い、地元量販店等での販売を行うことで、地元における水産物の流通強化を図る。

#### (6) 取組の評価・分析の方法・実施体制

浜プランの取組の実施及び効果の発現状況を自ら評価するために、委員会は1年間の取組結果を事務局がまとめ、委員会にて報告し、必要な検討を行う。

#### 4 目標

##### (1) 所得目標

漁業者の所得の 向上10%以上	基準年	
	目標年	

##### (2) 上記の算出方法及びその妥当性

構成員全員の総所得額により目標を設定することとし、基準所得は、令和元年から令和5年の5中3平均とした。収入については、常陸乃国いせ海老の取扱等の取組によるイセエビの平均単価向上の効果、地元量販店や飲食店等への販路開拓等の取組によるヒラメの平均単価向上の効果、漁協直販によるシラス・アワビの平均単価向上の効果をも、また、支出については燃油費高騰対策の取組により見込まれる燃料費削減の効果を見積り算出した。取組内容に即した現実的な計算を行っており、妥当な目標設定であると判断した。

##### (3) 所得目標以外の成果目標

###### ① 所得向上の取組に係る成果目標

ブランドイセエビの取り扱い 拡大によるイセエビ単価 向上	基準年	令和1～5年度 5中3平均：	2,854	円/kg
	目標年	令和11年度：	2,996	円/kg

###### ② 漁村活性化のための取組に係る成果目標

漁港内イベントの参加人数	基準年	令和5年度	459	人
	目標年	令和11年度	800	人

##### (4) 上記の算出方法及びその妥当性

①ブランドイセエビの取り扱い拡大によるイセエビ単価向上  
イセエビの直接販売については、一部を常陸乃国いせ海老として販売することにより、イセエビの平均単価を、毎年1%ずつ、5年間で5%（5中3平均2,854円/kgから2,996円/kgへ）向上させることを目標とした。

②漁港内イベントの参加人数  
これまでの地びき網体験等の活動実績により、令和5年度の参加人数459人を基準とし、倍増以上かつ実現可能である800人を目標として算出した。  
いずれも現実的な計算を行っており、妥当な目標設定であると判断した。

## 5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
漁業経営セーフティネット構築事業 (国)	燃料高騰への対策として、漁業経営セーフティネットへの加入を継続する。
浅海増殖事業 (市)	資源管理の取組として、引き続き県栽培漁業センターにて生産したヒラメやアワビ等の種苗を放流し、ヒラメなどの小型魚の漁獲制限を実施する。